## セミナー「弁護士の守秘義務と秘匿特権」開催について

## 日本比較法研究所共同研究「弁護士業務の専門化」代表 森 勇

昨年9月、法曹会の支援に基づく中央大学日本比較法研究所研究基金の助成を受け、ドイツ弁護士法(職業法)の権威である弁護士 Susanne Offermann-Burckart 博士をお招きし、「ドイツにおける弁護士の守秘義務」と題する講演会を開催いたしました。マネーロンダリング防止法に基づく届け出義務の規律、わが国においても検討が進められている「弁護士と依頼者の通信秘密保護制度」との関連でも、弁護士の業務がグローバル化する中で、「弁護士の守秘義務」がますますその意義をましていることが明らかになった機会でした。この講演会での議論をより進化させることを目的として、ケルン大学弁護士法研究所教授であり、Soldan Institut の所長であるとともに数々の弁護士法に関わる委員会委員を務めておられる(http://www.soldaninstitut.de/index.php?id=direktorium参照)Matthias Kilian博士をお招きし、日本弁護士連合会との共催(予定)により、セミナーを開催いたします。今回のセミナーは、Kilian博士が英米の弁護士法にも精通していることから、英米との比較を加えつつ、秘匿【特権】という角度から問題と切り結ぼうとするものです。

守秘義務ないしは秘匿特権に関するに関するドイツおよびEUの動向、わが国の問題点や状況を再確認する良い契機になると存じます。ふるってご参加いただき、Kilian 博士の報告に続く自由討論に積極的に関与していただければ幸甚です。

概要は以下のとおりです。詳細・参加申込みは、追って日本比較法研究所のウェブサイトに掲載します。ぜひご参加ください。

## セミナー「弁護士の守秘義務と秘匿特権(仮題)」

主催:日本比較法研究所共同研究「弁護士業務の専門化」

日時:2016年9月20日(火)18時~20時

場所:弁護士会館14階1401号室(予定)

\*基調報告とディスカッションをそれぞれ1時間ずつの予定です

\*基調報告はドイツ語(通訳あり)質問等は英語可

http://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/comparative\_law/お問い合わせはこちらへ: ra2016@tamacc.chuo-u.ac.jp

(予告) 来年度には、ドイツから弁護士法の権威である3人の教授とこの分野に造詣の深い実務 家2名をお招きし、下記の要領にて、シンポジウムの開催を予定しております。先の話ですが予 定に入れていただければ幸甚です。

テーマ: 弁護士の独立と利益相反(仮題)

日 時: 2017年4月8日(土) 9時30分より17時30分

(午前を「弁護士の独立」のセッション、午後を「利益相反」のセッションとする予定です)

共 催: 日本弁護士連合会・ドイツ連邦弁護士会